

まちづくり環境委員会
令和4年6月17日・20日
まちづくり推進部 資料6番
所管 建築調整課

管理不全な空家等の解体について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）第2条に定める「特定空家等」と判定した空家等（特定空家等第4号）及び相続財産管理人を申し立てた所有者が不明な管理不全な空家の2件が解体されたので下記のとおり報告する。

記

1 特定空家等（特定空家等第4号）の経過

令和2年2月 空家等対策審議会へ諮問及び同審議会から答申
令和2年3月 特定空家等と判定
令和2年5月 空家法第14条に基づく指導書送付
令和2年11月 空家法第14条に基づく指導書送付
令和4年5月 所有者等による建物解体

2 所有者が不明な管理不全な空家の経過

令和3年12月 東京家庭裁判所に相続財産管理人の申立て
令和4年1月 相続財産管理人選任
令和4年3月 土地建物売却契約締結
令和4年4月 土地建物引渡し
令和4年5月 所有者等による建物解体

3 情報公開

大田区情報公開条例第9条第2項の規定に基づき、空家等の所有者等に係る情報の開示は行わない。